

○建築基準法施行条例

建築基準法施行条例

昭和30年4月1日
条例第8号

改正	昭和31年6月11日条例第19号	昭和35年10月10日条例第23号
	昭和47年10月14日条例第24号	昭和53年3月28日条例第12号
	平成4年3月26日条例第5号	平成5年3月25日条例第6号
	平成7年3月22日条例第12号	平成11年12月22日条例第57号
	平成13年3月27日条例第10号	平成15年3月24日条例第17号
	平成19年3月20日条例第31号	平成19年3月20日条例第37号
	平成27年3月24日条例第20号	平成27年7月21日条例第28号
	平成28年3月25日条例第17号	平成30年3月23日条例第7号
	平成30年10月19日条例第33号	平成31年3月19日条例第5号
	令和元年10月18日条例第10号	令和2年3月24日条例第15号

建築基準法施行条例をここに公布する。

建築基準法施行条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第43条第3項の規定に基づく建築物の敷地又は建築物と道路との関係に関する制限の付加及び法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔昭和53年条例12号・平成13年10号・30年33号〕

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

全部改正〔昭和47年条例24号〕

第2章 建築物の敷地及び構造

全部改正〔昭和35年条例23号〕

(長屋の出入口と道路との関係)

第3条 防火地域、準防火地域及び法第22条第1項の規定により特定行政庁が指定する区域内においては、長屋の各戸の主要な出入口は、道路に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物で周囲の状況により保安上支障がないものは、この限りでない。

- (1) 法第2条第9号の3イ又はロに該当する構造とした建築物
- (2) 6戸建て以下の建築物で、その主要な出入口から道路又は公園、広場その他これらに類する安全な空地に通ずる幅員2メートル以上の通路を設けたもの

全部改正〔昭和35年条例23号〕、一部改正〔平成11年条例57号・13年10号〕

(がけ附近の建築物)

第4条 傾斜度が30度以上の土地で、その高さが3メートル以上のもの（以下この条において「がけ」という。）の上端に続く地盤面においてがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置（以下この条において「上端面の位置」という。）に建築物を建築する場合、がけの下端に続く地盤面においてがけの上端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置（以下この条において「下端面の位置」という。）に建築物を建築する場合又はがけ面に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、がけに保安上必要な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により保安上支障がない場合
- (2) 上端面の位置又はがけ面に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎ががけ崩れの原因となる等の影響を及ぼさないとき。

(3) 下端面の位置に建築物を建築する場合で、当該建築物の主要構造部（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に安全上適当な流土止めを設けたとき。

2 上端面の位置に建築物を建築する場合は、地表水等を有効に排水することができる排水溝（こう）を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

全部改正〔昭和47年条例24号〕

第5条 削除

削除〔平成11年条例57号〕

第3章 特殊建築物

第1節 学校、体育館等

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成13年条例10号〕

（避難用の開口部）

第6条 学校、体育館その他これらに類するもので規則で定めるものの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものには、屋外への避難の用に供する開口部を2以上設けなければならない。

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成13年条例10号〕

（敷地内の通路）

第7条 前条の建築物の敷地内には、同条の開口部から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員75センチメートル（2以上の開口部が共用する場合にあっては、幅員1.5メートル）以上の通路を設けなければならない。ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成27年条例28号〕

（敷地と道路との関係）

第8条 都市計画区域内における第6条の建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その床面積の合計）が、100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合にあっては3メートル以上、200平方メートルを超える場合にあっては5メートル以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものは、この限りでない。

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成11年条例57号〕

（教室等の出入口）

第9条 中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造の建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）の教室（生徒、児童、幼児又は園児を収容する居室を含む。）で、その床面積が30平方メートルを超えるものには、廊下、広間又は屋外に面して、2以上又は幅員1.5メートル以上の出入口を設けなければならない。

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成5年条例6号・19年37号・27年28号〕

第2節 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍及び児童福祉施設等

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成11年条例57号〕

第10条 削除

削除〔平成11年条例57号〕

（出入口と道路との関係等）

第11条 病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その主要な出入口が道路に面しない場合は、その出入口から道路に通ずる幅員3メートル以上の通路を設けなければならない。ただし、避難上支障がない場合は、この限りでない。

2 第6条及び第7条の規定は前項の建築物（幼保連携型認定こども園の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。）の屋外への避難用の開口部及び敷地内の通路について、第8条の規定は都市計画区域内における前項の建築物の敷地と道路との関係に

ついて、それぞれ準用する。

全部改正〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成11年条例57号・13年10号・27年28号〕

第3節 削除

削除〔平成11年条例57号〕

第12条 削除

削除〔平成11年条例57号〕

第4節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

一部改正〔昭和47年条例24号〕

(客席の部分の定員の算定方法)

第12条の2 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下この節において「興行場等」という。)の客席の部分の定員を算定する方法は、次に定めるところによる。

- (1) 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分のいす席の数に対応する数値とする。
- (2) 長いす式のいす席(個人別に区画されたものを除く。)を設ける部分については、当該いす席の正面の幅を40センチメートルで除して得た数値(その数値に1未満の端数があるときは、その端数を1に切り上げるものとする。以下この条において同じ。)とする。
- (3) ます席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.3平方メートルで除して得た数値とする。
- (4) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数値とする。
- (5) 前各号に掲げる部分以外の部分については、当該部分の床面積を0.45平方メートルで除して得た数値とする。

追加〔平成7年条例12号〕

(敷地と道路との関係)

第13条 都市計画区域内における興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の客席の部分の定員の合計に応じて次の表に掲げる幅員を有する道路(法第42条第1項に規定する道路に限る。以下この条において同じ。)にその敷地の外周の長さの6分の1以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものは、この限りでない。

客席の部分の定員の合計	道路の幅員
300人未満のもの	4メートル以上
300人以上600人未満のもの	6メートル以上
600人以上のもの	8メートル以上

2 前項の敷地が直接若しくは道路を隔てて公園、広場その他これらに類する安全な空地に接し、又はその敷地内に道路との境界線に沿って道路の反対側境界線からの距離が同項の表に掲げる道路の幅員に相当する幅の空地を設けた場合においては、その敷地は、同項の道路に接しているものとみなす。

一部改正〔昭和31年条例19号・35年23号・平成7年12号・11年58号・27年28号〕

(前面空地)

第14条 興行場等の用途に供する建築物の敷地内には、その主要な出入口の前面に沿った空地(以下この条において「前面空地」という。)を避難上有効に設けなければならない。

- 2 前面空地の面積は、0.1平方メートルに当該建築物にある興行場等の客席の部分の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならない。
- 3 敷地内に前条第2項の規定により道路に沿って空地を設けた場合には、その空地の建築物側の境界線をその道路の境界線とみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 前面空地の上空のうち地盤面からの高さが3メートル以上の部分には、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を設けることができる。

全部改正〔平成7年条例12号〕、一部改正〔平成13年条例10号・27年20号〕

(興行場等の用途に供する建築物の出入口等)

第15条 興行場等の用途に供する建築物の出入口は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 出入口は、避難上有効に2以上配置すること。
- (2) 出入口の幅は、1.2メートル(0.8センチメートルに避難の際に当該出入口を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その数値)以上とすること。
- 2 前項の出入口又は屋外階段が通ずる屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口及び屋外階段の幅の合計以上としなければならない。
- 3 前項の通路は、道(都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路をいう。)、公園、広場その他これらに類する安全な空地に避難上有効に通ずるよう設けなければならない。
- 4 第1項の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口について準用する。この場合において、同項中「興行場等の用途に供する建築物の出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分の出入口であって興行場等の用途に供する建築物の出入口でないもの」と、同項第1号中「2以上」とあるのは「2(興行場等の用途に供する部分の出入口であって興行場等の用途に供する建築物の出入口であるものがある場合は、2から当該出入口の数を控除した数)以上」と読み替えるものとする。

全部改正〔平成7年条例12号〕

(客用の直通階段)

第16条 興行場等の客用に供する直通階段は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 直通階段は、避難上有効に配置すること。
- (2) 各階における直通階段の幅は、0.8センチメートルに避難の際に当該直通階段を通過すると想定される人数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、当該直通階段を特別避難階段又は屋外に設ける避難階段(前室又はバルコニーを設置したものに限る。)とした場合は、0.8センチメートルに各階ごとにその階において避難の際に当該直通階段に流入すると想定される人数(以下「流入人数」という。)が最大の階における流入人数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- (3) 前号ただし書に規定する場合には、避難階における直通階段の出入口の幅は、前条第1項第2号の規定にかかわらず、0.8センチメートルに流入人数が最大の階における流入人数を乗じて得た数値以上とすること。
- (4) 直通階段に通ずる出入口に戸を設ける場合は、その戸は、避難の方向に開くことができるものとする。

全部改正〔平成7年条例12号〕

(客用の廊下)

第17条 興行場等の客用に供する廊下は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 廊下の幅は、1.2メートル(0.6センチメートルに避難の際に当該廊下を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その数値)以上とすること。
- (2) 廊下の幅は、避難の方向に向かって狭くしないこと。ただし、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合においては、この限りでない。
- (3) 廊下は、客席の部分の出入口から行き止まりとなる部分までの長さを10メートル以下とすること。ただし、行き止まりとなる部分の付近に避難上有効なバルコニーその他これに類するものを設けた場合においては、この限りでない。
- (4) 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。
 - ア 傾斜路とするときは、勾(こう)配を10分の1以下とすること。
 - イ 階段状とするときは、各段のけあげ及び踏面の寸法が均一であり、かつ、けあげは15センチメートル以下、踏面は30センチメートル以上とすること。

全部改正〔平成7年条例12号〕

(客席の部分の出入口)

第18条 興行場等の客席の部分の出入口は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 出入口の数は、客席の部分ごとの定員に応じ、次の表に定める数以上とすること。

客席の部分ごとの定員	出入口の数
30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1,000人未満	4
1,000人以上	5

(2) 出入口は、避難上有効に配置すること。

(3) 出入口の幅は、1.2メートル（0.8センチメートルに避難の際に当該出入口を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合は、その数値）以上とすること。

全部改正〔平成7年条例12号〕

（客席の部分とその他の部分との区画）

第19条 興行場等の客席の部分（舞台を含む。）とその他の部分とは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、準耐火構造の壁又は令第112条第19項に規定する防火設備で区画しなければならない。

全部改正〔平成7年条例12号〕、一部改正〔平成13年条例10号・27年20号・31年5号・令和元年10号・令和2年15号〕

（客席）

第20条 興行場等の客席は、次に定めるところによらなければならない。

(1) いす席については、いすの前後間隔（前席のいすの最後部と後席のいすの最前部との間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）は、35センチメートル以上とすること。

(2) 立見席の前面、主階以外の階にある客席の前面及び高さが50センチメートルを超える段床に設ける客席の前面には、高さが75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(3) 立見席は、立見席以外の客席の後方に配置すること。

全部改正〔平成7年条例12号〕

（客席の部分の通路）

第20条の2 興行場等の客席がいす席の場合の客席の部分の通路は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 客席の横列8席（いすの前後間隔が35センチメートルを超えるときは、8席に1センチメートルを増すごとに1席を加えた席数）以内ごとに両側に縦通路を設けること。ただし、客席の横列が4席（いすの前後間隔が35センチメートルを超えるときは、10席を限度として、4席に2センチメートルを増すごとに1席を加えた席数）以下の場合には、片側のみに縦通路を設けることができる。

(2) 縦通路の幅は、客席がその両側にある場合にあっては80センチメートル（0.6センチメートルに避難の際に当該通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が80センチメートルを超えるときは、その数値）以上、客席がその片側のみにある場合にあっては60センチメートル（0.6センチメートルに避難の際に当該通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が60センチメートルを超えるときは、その数値）以上とすること。

(3) 客席の縦列20席以内ごとに横通路を設け、その幅は、1メートル（0.6センチメートルに避難の際に当該通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が1メートルを超える場合は、その数値）以上とすること。

(4) 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部又は最後部から横通路又は客席の部分の出入口までの長さが10メートル以下であって、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

(5) 横通路の両端は、客席の部分の出入口に直通すること。ただし、横通路の両端から客席の部分の出入口までの長さが10メートル以下であって、構造上やむを得ず、かつ、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

(6) 客席の部分の両側に縦通路を設け、かつ、横列の客席数に応じて次の表に定める

縦列の客席数ごとに客席の部分の両側に出入口を設けた場合においては、前3号の規定は適用しない。

横列の客席数	縦列の客席数
8席以下	15席以下
9席以上12席以下	10席以下
13席以上20席以下	6席以下
21席以上31席以下	4席以下
32席以上	3席以下

- 2 興行場等の客席がます席の場合は、それぞれのます席は、幅が40センチメートル（0.6センチメートルに避難の際に当該通路を通過すると想定される人数を乗じて得た数値が40センチメートルを超えるときは、その数値）以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。
- 3 前2項の通路に高低差を設ける場合は、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 傾斜路とするときは、その勾（こう）配を10分の1以下とすること。ただし、滑り止めを設けたときは、8分の1以下とすることができる。
 - (2) 階段状とするときは、けあげを18センチメートル以下とし、かつ、踏面を26センチメートル以上とすること。
- 4 興行場等の客席の部分の縦通路の高低差が3メートルを超える場合は、その高低差3メートル以内ごとに横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道に通じさせなければならない。ただし、縦通路の勾（こう）配が5分の1以下の場合においては、この限りでない。

追加〔平成7年条例12号〕

第21条 削除

削除〔平成11年条例57号〕

（主階が避難階以外の階にある建築物）

第22条 興行場等の用途に供する部分の主階が避難階以外の階にある建築物は、この節の前各条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 主要構造部を耐火構造とすること。
- (2) 興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第19項第2号に規定する構造である特定防火設備で区画すること。
- (3) 客用に供する直通階段は、その2以上を避難階段又は特別避難階段とすること。
- (4) 客席の部分に直接通ずる階段は、特別避難階段又は屋外に設ける避難階段とすること。
- (5) 興行場等の用途に供する部分の主階は、地下2階以下の階に設けないこと。
- (6) 興行場等の用途に供する部分の主階を5階以上の階に設ける場合は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、2以上の避難階段又は特別避難階段によりこれに通ずること。ただし、当該主階から避難階に通ずるすべての階段を特別避難階段とした場合においては、この限りでない。

全部改正〔平成7年条例12号〕、一部改正〔平成11年条例57号・13年10号・27年20号・31年5号・令和元年10号・令和2年15号〕

（制限の緩和）

第23条 興行場等の用途に供する建築物で、特定行政庁がその用途又は規模により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、この節（第13条を除く。）の規定は、適用しない。

- 2 興行場等の用途に供する建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条（第4号を除く。）及び第18条の規定は、適用しない。
- 3 興行場等の用途に供する建築物で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は令第129条の2第1項の認定を受

けたものについては、第15条第1項第2号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条（第4号を除く。）、第17条（第4号を除く。）、第18条、第19条及び前条（第1号を除く。）の規定は、適用しない。

4 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分は、前3項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

全部改正〔平成7年条例12号〕、一部改正〔平成11年条例57号・13年10号・27年28号・28年17号・令和元年10号〕

第5節 削除

削除〔平成11年条例57号〕

第24条及び第25条 削除

削除〔平成11年条例57号〕

第6節 物品販売業を営む店舗

追加〔昭和47年条例24号〕

（敷地等と道路との関係）

第26条 都市計画区域内における物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、3階以上の階又は地階に売場（展示場その他多数の人の集まる居室を含む。）を有するものの敷地等は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものは、この限りでない。

（1） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの6分の1以上が接すること。

物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上

（2） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅員の2の道路に、建築物の外側の客用の出入口がそれぞれ面し、かつ、敷地の外周の長さの3分の1以上が接すること。

物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	
	1つの道路	他の道路
1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	4メートル以上	4メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

追加〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成11年条例57号〕

（出入口の前面空地）

第27条 都市計画区域内における前条の建築物の外側の客用の出入口は、道路の境界線から2メートル（その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものにあつては、3メートル）以上後退して設け、かつ、当該出入口の前面に幅5メートル以上の空地（高さ3メートルを超える寄付きを含む。）を設けなければならない。

追加〔昭和47年条例24号〕

第7節 大規模建築物の敷地と道路との関係

追加〔昭和47年条例24号〕

（大規模建築物の敷地と道路との関係）

第28条 都市計画区域内における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、この章に特別の定めがあるものを除くほか、道路に4メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他これと同様の状況にある建築物で、

特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものは、この限りでない。

追加〔昭和47年条例24号〕、一部改正〔平成11年条例57号〕

第8節 一定の複数建築物に対する制限の特例

追加〔平成11年条例57号〕

第28条の2 法第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた公告対象区域内における建築物に対する第8条（第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条、第26条又は前条の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

追加〔平成11年条例57号〕、一部改正〔平成15年条例17号〕

第9節 耐火建築物の主要構造部に対する制限の特例

追加〔平成13年条例10号〕

第28条の3 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第3条第1項第1号、第9条、第14条第4項、第19条並びに第22条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第19条及び第22条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第3条第1項第1号、第9条、第14条第4項及び第22条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

追加〔平成13年条例10号〕

第4章 削除

削除〔平成13年条例10号〕

第29条及び第30条 削除

削除〔平成13年条例10号〕

第5章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等

追加〔昭和53年条例12号〕

（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る区域等の指定）

第31条 法第56条の2第1項の条例で指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の条例で指定する平均地盤面からの高さは、同表（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域の項を除く。）の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる高さとし、同項の条例で指定する号は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号とする。

区域	高さ	号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域		(二)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	4メートル	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	4メートル	(二)

追加〔昭和53年条例12号〕、一部改正〔平成5年条例6号・15年17号・30年7号〕

第6章 罰則

一部改正〔昭和47年条例24号・53年12号・平成11年57号〕

第32条 第3条、第4条、第6条から第8条まで（これらの規定を第11条第2項において準用する場合を含む。）、第9条、第11条第1項、第13条第1項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで、第16条から第20条の2（第1項第6号を除く。）まで、第22条又は第26条から第28条までの規定に違反した建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し

た場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、その建築主又は建築設備の設置者に対して、同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第1項の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者のその違反行為を防止するため、その業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。
一部改正〔昭和47年条例24号・53年12号・平成4年5号・11年57号・19年31号・27年28号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和31年6月11日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年10月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年10月14日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年12月規則第43号で、同48年1月1日から施行)

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年3月28日条例第12号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成5年6月規則第39号で、同5年6月25日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、改正後の第31条の表の規定は適用せず、改正前の第31条の表の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成7年3月22日条例第12号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例(昭和59年香川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成11年12月22日条例第57号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第31号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第37号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第20号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第17号）

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第5号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（令和元年6月規則第5号で、同元年6月25日から施行）

附 則（令和元年10月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。